

(第37号議案)

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例  
 について

1 改正内容

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付基金（以下「基金」という。）を廃止する。

2 改正理由

医療保険の制度運営の改善により、基金の貸付件数が減少していること等を勘案し、同基金を廃止する必要がある。

3 基金の主な運用状況について

	高額療養費貸付		出産資金貸付		合計		基金額	備考
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
平成17年度	368	55,190,300	42	11,440,000	410	66,630,300	35,000,000	出産資金貸付開始
平成21年度	78	9,730,200	15	4,880,000	93	14,610,200	35,000,000	出産育児一時金 直接支払制度開始 受取代理制度廃止
平成23年度	115	20,525,000	7	2,352,000	122	22,877,000	35,000,000	出産育児一時金 受取代理制度復活
平成24年度	43	2,847,100	10	3,360,000	53	6,207,100	35,000,000	限度額認定証(外来分)開始
平成27年度	4	328,400	6	2,016,000	10	2,344,400	10,000,000	基金額減額
平成31年度	8	346,700	4	1,344,000	12	1,690,700	10,000,000	
令和2年度	2	140,100	0	0	2	140,100	10,000,000	
令和3年度	0	0	0	0	0	0	10,000,000	
令和4年度	0	0	0	0	0	0	10,000,000	※12月末時点

高額療養費資金…医療機関へ支払う自己負担金が一定額を超えた部分については、後日、高額療養費として区から支給されるが、支給されるまでの間の医療費の負担が困難である世帯の世帯主に対して、支給見込額の90パーセント以内の額を貸し付ける。

出産資金……………出産育児一時金(42万円)の支給を受けるまでの間、出産に必要な費用の支払が困難な世帯の世帯主に対して、支給見込額の80パーセント以内の額を貸し付ける。

#### 4 施行時期

令和5年4月1日から施行する。

#### 5 その他資料

別紙「中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例新旧対照表」

